

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## 職場積立 NISA が注目されている(ガイドラインやキンザイなどにより)

職場積立 NISA(少額投資非課税制度)が注目されている。職場を通じて提供される NISA は、かつて職域 NISA、天引き NISA、ワークプレイス NISA 等と呼ばれ、NISA が始まった 2014 年から実行可能だったが(後述※1 参照)、2014 年 12 月 12 日に NISA 推進・連絡協議会より「職場積立 NISA ガイドライン」(\*資金の拠出方法や取扱業者の責務などについて業界横断的に適用される)が公表され、名称も「職場積立 NISA」に統一された事が今、注目されている大きな理由である(URL は後述[参考ホームページ])。また、国内で最も有力な金融専門週刊誌のひとつである週刊金融財政事情(キンザイ)が 2015 年 1 月 26 日号で「特集 職域 NISA への取組み」と大きな見出しで取り上げ、経団連の常務理事や日証協の企画部長など 4 人の識者が寄稿を提供した事もある(URL は後述[参考ホームページ])。この特集については楽天証券経済研究所客員研究員で著名評論家の山崎元氏が 2015 年 1 月 28 日付ダイヤモンド・オンラインで意見している事も注目の理由である(URL は後述[参考ホームページ])。

まずは、その「職場積立 NISA ガイドライン」の主要な点を、投信調査室でまとめてみた。次頁はその原文である。

職場積立NISA 概要(下記は投信調査室で要点を分かりやすくまとめたもの。下線等は投信調査室による。原文は次頁に掲載。)

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 仕組み                       | 給与及び賞与等からの天引きにより定時定額で、NISA口座を利用して株式や投資信託等に投資する。   |
| 目的                        | 職場の福利厚生。  |
| 投資・拠出                     | ①定時定額の積み立て方式(ドルコスト平均法)が望まれる。<br>②基本、給与及び賞与から天引き。ただし、証券口座・預貯金口座からの引き落としも可。<br>③企業(事業主)等による奨励金の付与も可。  |
| 職場積立NISAを企業等に提供する金融機関の責務等 | 金融商品取引法、日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則等を遵守する。  |
| 事務                        | ①定時定額の積み立て方式等による拠出に係る手続き・取引を行う<br>②適切な商品選定を行う<br>③従業員へ、十分かつ適切な投資教育・投資アドバイスを行う<br>(リスクの確認、法令諸規則や税制、市場環境急変等の際に適時適切な情報提供を含む)<br>④非課税枠の管理を行う体制<br>⑤金商法上の契約締結前交付書面の交付義務や目論見書の交付義務等 |
| 職場積立NISAで提供される商品の選定       | ①商品性・リスク度合の異なる金融商品を3つ以上。<br>②長期・分散投資型の金融商品を1つ以上(従業員のリスク許容度や資産形成目的に十分配慮)。<br>③金融商品を選定する際に、事業主等や従業員の意向を参考にすることが望ましい。  |
| 従業員に対する金融・投資教育の提供         | 商品説明にとどまらず、NISAの概要を含む税制や資産形成の目的、分散投資・長期投資の効果等。投資申込前まで(必須)及び継続的に。  |
| 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘       | 外務員登録を受けている者が行う。  |
| その他                       | 金融機関は、企業等へ職場積立NISAにおける取引に係る情報を提供。<br>職場積立NISAの導入・運用に対して、金融機関から企業等への利益供与を禁止。   |

(出所: NISA推進・連絡協議会「職場積立NISA ガイドライン」より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

職場積立NISAに関するガイドライン（下記文言は原文抜粋。下線等は投信調査室による。）

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 第1章 総則<br>定義：職場積立NISA         | 職場において、福利厚生目的のために、 <b>役員等が給与及び賞与等からの天引きにより定時定額</b> で又は賞与からの天引きにより臨時に拠出した資金等をもって、NISA取扱業者が選定した金融商品に投資する仕組みをいう。（職場：役員等が所属する民間企業等、官公庁等又はその他の事業体をいう。）  |
| 第2章 職場積立NISA<br>1. 目的         | 職場積立NISAは、職場において役員等々の自助努力による資産形成を支援することによって、 <b>福利厚生</b> の増進を図ることを目的とする。   |
| 2. 規約の制定                      | NISA取扱業者は、事業主等に対し、以下に掲げる項目を含む職場積立NISAに係る規約を設け、利用者への周知・説明に努めるよう求めるものとする。<br>イ 参加資格に関する事項<br>ロ 毎月の拠出金及び賞与の際の臨時拠出金に関する事項<br>ハ 対象商品・運用商品に関する事項<br>ニ 投資教育に関する事項<br>ホ 自己責任原則の確認に関する事項  |
| 3. 投資・拠出                      | (1) NISA取扱業者は、職場積立NISAを通じた対象商品への投資について、リスクをより軽減する観点から、 <b>定時定額の積み立て方式(ドルコスト平均法)による拠出</b> を推奨することが望ましい。<br>(2) 職場積立NISAにおける拠出金は、福利厚生を目的とした資産形成制度との観点から、給与及び賞与から天引きの方法により拠出することを原則とするが、 <b>役員等の証券口座、預貯金口座からの引き落としにより拠出することも妨げない</b> 。  |
| 第3章 NISA取扱業者の責務等              |  |
| 1. 事務の受託                      | (1) NISA取扱業者は、職場積立NISAの取扱いを受託するに際し、以下に掲げる能力等を具備するものとする。<br>イ 定時定額の積み立て方式等による拠出に係る手続き及び取引の執行を遂行できる能力<br>ロ 職場積立NISAの目的に合致する適切な商品選定を行う能力<br>ハ 利用者に対する十分な投資教育及び適切な投資アドバイスを提供する能力<br>ニ 利用者に対してNISA、金融商品取引法その他職場積立NISAに関する法令諸規則や税制に関する情報提供を適切に行う能力<br>ホ 利用者に対してリスクに係る条項の確認を行う能力<br>ヘ 事務局及び利用者に対して、市場環境急変等の際に適時適切な情報を提供できる能力<br>ト 非課税枠の管理を行う体制<br>(2) NISA取扱業者は、事業主等が利用者に多様な選択肢を確保する観点から、事業主等が複数のNISA取扱業者と職場積立NISAに関する契約を締結することを妨げないものとする。<br>(3) NISA取扱業者は、職場積立NISAの運営において、 <b>金融商品取引法、日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則等を遵守</b> して事務を行うものとする。（例えば、金商法上の契約締結前交付書面の交付義務や目録見書の交付義務等） |
| 2. 職場積立NISAの対象商品について          | (1) NISA取扱業者が職場積立NISAにおいて特に一定の金融商品を推奨する場合には、利用者の中長期の資産形成の観点からこれを選定するものとする。<br>(2) NISA取扱業者は、職場積立NISAで提供する金融商品について、利用者にも多様な選択肢を提供する観点から、真にやむを得ない場合を除き、 <b>商品性・リスク度合の異なる金融商品を少なくとも三以上提供</b> するものとする。（例えば、株式組入れ比率の異なる商品等）<br>(3) NISA取扱業者は、職場積立NISAが事業主等による福利厚生制度であることに鑑み、利用者のリスク許容度や資産形成目的に十分配慮し、 <b>長期・分散投資型の金融商品を一以上選定</b> するものとする。（例えば、既に様々な資産に分散されているバランス型など、利用者の資産配分を出来る限り軽減するリスクコントロール型の金融商品を想定）<br>(4) NISA取扱業者は、職場積立NISAで提供する金融商品を選定する際に、事業主等や利用者の意向を参考にすることが望ましい。   |
| 3. 金融・投資教育の提供                 | (1) NISA取扱業者は、 <b>利用者から投資・拠出の申込みを受けるときまでに</b> 、利用者に対して、以下の事項を含む金融・投資教育を提供するものとする。<br>イ 税制（NISAの概要を含む。）<br>ロ 資産形成の目的<br>ハ 分散投資・長期投資の効果<br>ニ 対象商品の特性・リスク<br>(2) NISA取扱業者は、金融・投資教育を受けていない利用者から投資・拠出の申込みを受けないものとする。<br>(3) NISA取扱業者は、 <b>事業主等からの求めに応じ、利用者に対し、継続して、金融・投資教育を提供</b> するものとする。<br>(4) NISA取扱業者は、前記(1)及び(3)に関わらず、事業主等からの求めに応じ、金融・投資教育、金融商品の情報等を提供するものとする。  |
| 4. 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘について    | 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘は、 <b>外務員登録を受けている者が、金融商品取引法及び日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則を遵守</b> し、利用者の特性及び意向を十分に踏まえ、これを行うものとする。   |
| 第4章 適正な運営の担保<br>1. 事業主等への情報提供 | NISA取扱業者は、事業主等による職場積立NISAの適正な運営に必要なモニタリングを可能にするため、事業主等からの求めに応じ、職場積立NISAにおける取引に係る情報を提供するものとする。  |
| 2. 事業主等への利益供与の禁止              | NISA取扱業者は、事業主等が職場積立NISAを導入・運用するに当たって、事業主等に対して金銭の支払等の利益供与を行わないものとする。  |

（出所：NISA推進・連絡協議会「職場積立NISA ガイドライン」より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成）

## 職場積立 NISA のメリットと課題

職場積立 NISA のメリットと課題については先の週刊金融財政事情(キンザイ)2015年1月26日号に貴重な意見が色々出ている。まずメリットとして、職場積立 NISA と同様に、職場単位で利用される確定拠出年金(DC)や財形貯蓄と比べ「職場積立 NISA はあくまで個人の投資判断に任されているため、企業にとっては拠出金負担が生じる DC や事務負担が大きい財形貯蓄よりも、福利厚生として手軽に導入しやすいという側面もある」と言う事や「現役世代は忙しく、銀行にはなかなか足を運べない。セミナーを通じた接点は絶好の機会」と言う事がある(キンザイ記者北山桂氏～URL は後述[参考ホームページ])。また、職場積立 NISA の利用者は、民間企業と官公庁などの従業員となっているので、企業型 DC の加入対象外である公務員も職場積立 NISA を利用することが可能な事もあろう。さらに、DC が 60 歳未満まで原則引き出し不可なのに対して、NISA では投資した金融商品をいつでも売却できるため、従業員各々の目的に応じて計画的かつ柔軟に資産を積み立てることが可能な事も職場積立 NISA のメリットである。その他、勤務先の企業が金融機関や投信を選択してくれる安心感・容易さもあると思われる(英国の例より～URL は後述[参考ホームページ])。金融機関も、「手間とコストばかりがかかる」(2013年10月16日付日経電子版)とも言われる NISA が、職場積立 NISA では従業員向けセミナー等によって効率的に出来るメリットもある。

一方、課題として、先のキンザイは「大半の地方銀行では、給与天引きで投信を買い付けるシステムを持ち合わせていないため、給与天引きによる職場積立 NISA への対応には新たなシステム開発が必要となる。そのため給与天引きについては、企業ニーズや他行の動向をにらんだ様子見が続くとみられ、職場積立 NISA への取組みとしては当面、給与振込口座からの引落としを利用した営業推進になりそうだ。」と言う事がある(キンザイ記者北山桂氏～URL は後述[参考ホームページ])。

※1: 職場積立 NISA の先行事例・・・日本では NISA の「職域営業」自体は法的(税制的)に現状でも可能で、既に契約・導入企業がある。2014年3月には殺虫剤大手フマキラーが契約をした(2014年4月17日付日経電子版～URL は後述[参考ホームページ])。フマキラーの工場近隣には金融機関や証券会社の支店が少なく、「給与天引き方式なら従業員は店舗に行かずに投信が購入でき、メリットがある」との事だ。さらに詳細は、2014年8月25日付日本版 ISA の道 その68「天引き NISA(職域 NISA、ワークプレイス NISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイス ISA(WISA)の今。」を参照(URL は後述[参考ホームページ])。

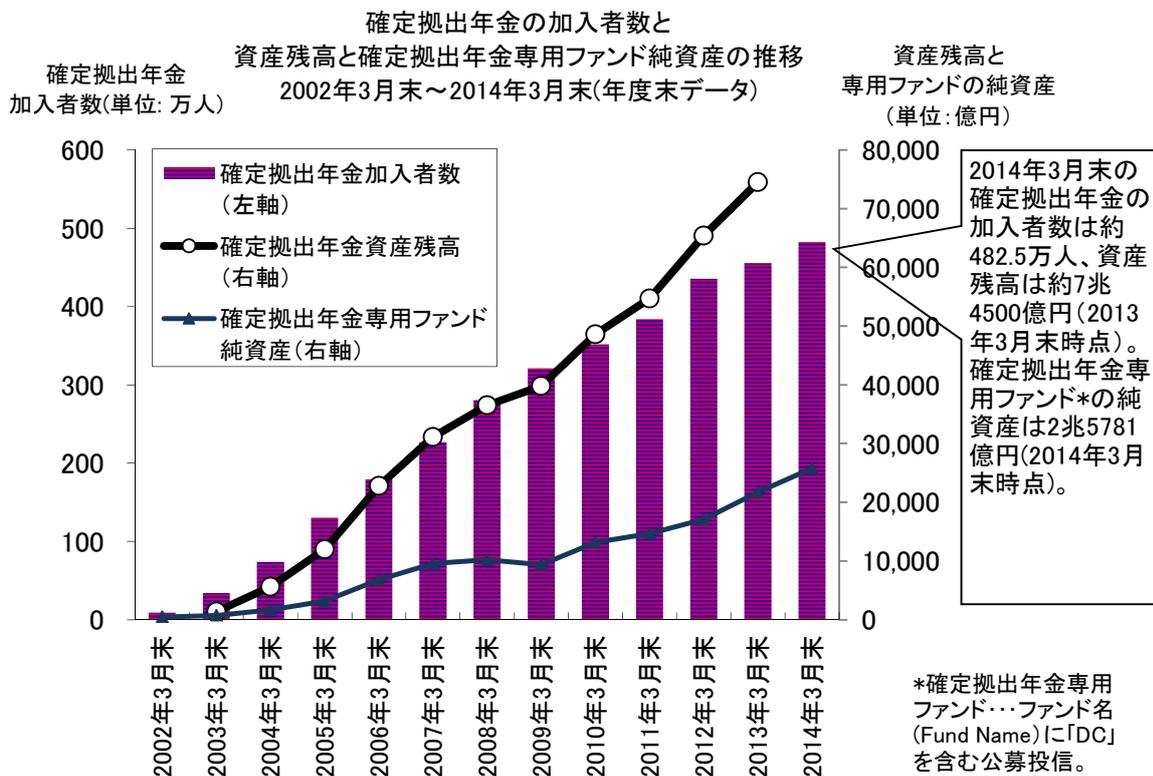


尚、NISA の職域営業が法的(税制的)に現状でも可能で、契約・導入企業があるのに「職域 NISA ガイドライン」が策定されたのは、「職域営業を行う証券会社や銀行等に対して、提供する商品の選定や役職員への投資教育、運用報告、事務手続などについて、業界横断的に最低限行うべきルールを示しておくことが望ましい。そこで、給与または賞与からの天引きにより定時定額の資金を拠出し、NISA 口座で株式・投資信託を買い付ける仕組みを『職域 NISA』と定義し、職域 NISA に取り組む金融機関の参考となるようガイドラインを策定」(2014年7月28日付週刊金融財政事情における日本証券業協会「ガイドラインで職域 NISA を企業が導入しやすい環境を整備」～URL は後述[参考ホームページ])との事である(\*『職域 NISA』という呼称は、同12月に公表されたガイドラインにおいて最終的に『職場積立 NISA』となった)。

## 確定拠出年金(DC)との関わり

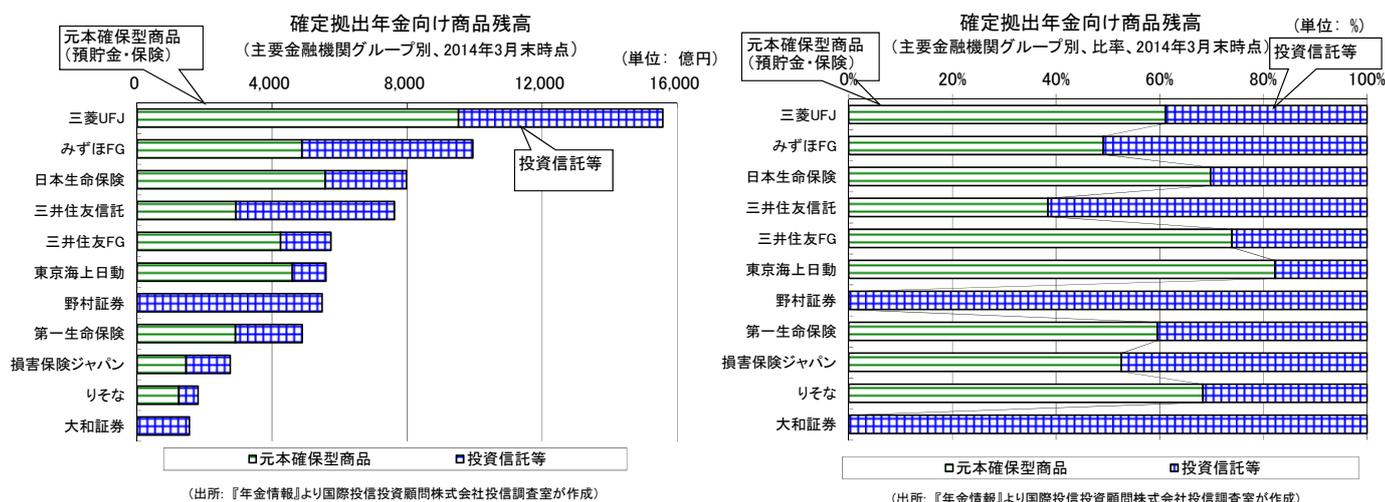
職場積立 NISA と同様に、現役世代の資産形成を支援する手段として職場単位で提供されるものに企業型確定拠出年金(DC)がある(\*DC の企業型・個人型については 2015 年 1 月 26 日付日本版 ISA の道 その 88 参照～URL は後述[参考ホームページ])。先述通り、NISA が金融機関にとって「手間とコストばかりがかかる」(2013 年 10 月 16 日付日経電子版)と言われる中、職場積立 NISA であれば、DC との併用で、従業員向けセミナー等で効率的に出来ると言うメリットもある。従業員としても、英国の ISA の様に「ワークプレイス ISA は年金も含め一箇所で出来て便利」(2014 年 3 月 5 日付英 FT 紙参照～URL は後述[参考ホームページ])、「住宅資金など途中で使う可能性があるなら ISA、老後資金は確定拠出という使い分け」が出来ると(2013 年 6 月 10 日付日本版 ISA の道 その 15 参照～URL は後述[参考ホームページ])。先のキンザイに「DC を含めた既存の年金だけでは不足すると考える勤労者は、NISA を併用することで非課税の限度額が広がり、引出しの自由度も得られることになる。また、投資教育という点でも、DC と職場積立 NISA は並列する。資産形成の重要性を訴求することはもちろんのこと、積立てという投資手法が同じであることから、共有できる投資教育の要点は多いはずだ。」と書かれている通りである(フィデリティ退職・投資教育研究所 野尻哲史氏～URL は後述[参考ホームページ])。さらに、職場積立 NISA は、外務員登録をしている担当者なら投資アドバイスを提供できるので、DC を補完する形で拡大する余地がある(2015 年 2 月 9 日付日本版 ISA の道[特別号]参照～URL は後述[参考ホームページ])。

DC の規模を見る。2014 年 3 月末の加入者数は約 482.5 万人、資産残高は約 7 兆 4500 億円、専用ファンド純資産は約 2 兆 5781 億円となっている。2001 年 10 月 1 日の法施行から始まった DC としては人数が少ない(2015 年 2 月 2 日付日本版 ISA の道 その 89 参照～URL は後述[参考ホームページ])。2014 年からの NISA は 2014 年 12 月末に約 833 万人である(2015 年 2 月 16 日付日本版 ISA の道 その 90～URL は後述[参考ホームページ])。ただ DC には当初より多くの制約や課題があった。しかしそれも現在にかけ、かなりクリアした(日本版 ISA の道 その 89・90～URL は後述[参考ホームページ])。その意味で今後の DC 拡大の可能性は高い。



(出所: Ibbotson と厚生労働省年金局より  
 国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

DCの中身も見る。2014年12月16日に企業年金連合会から発表された「確定拠出年金実態調査 調査結果」によると、確定拠出年金残高の約4割(41%)が投資信託等、約6割(59%)が預貯金や保険商品等の元本確保型商品で運用されている(直近平成25年度調査、資産残高ベース。掛金ベースでは投資信託等の比率は43%)。日本で唯一の資産運用と私年金制度の専門誌「年金情報」によると、DCにおける金融機関グループ別の金融商品残高で、銀行系大手5社の投信等の比率は平均が41.8%と、前述のDC資産の運用状況とほぼ同じだ。一方、証券会社系の大手2社では投信等の比率が100%となっている。



## 日本版 ESOP(インソップ)との関わり

冒頭のキンザイには「従業員持株会とNISAを組み合わせることができれば、現役世代の資産形成を支援する有効な施策になるとともに、企業にとっても株式持合いの解消が進むなかで株主構成の安定化に寄与する。現行の枠組みのもとでは、従業員持株会が窓口となって自社株を購入するため、持株会から各会員のNISA口座に株式を移管することができない。従業員持株会とNISAを有機的に結びつける制度改正が行われるべきだ。…(略)…。株式投資は若い世代にとってなじみが薄く、従業員持株会が株式投資を始めるきっかけになっているケースが非常に多い。」ともあった(経団連常務理事 阿部泰久氏)~URLは後述[参考ホームページ]。

職場積立NISAと同様に、給与もしくは賞与から天引きされた資金をまとめて投資を行う従業員持株会は、若い世代が株式投資を始めるきっかけになる場合が多いと言う。だが、従業員持株会は民法上の任意組合である事が多く(\*組合と投信などの違いは後述)、従業員持株会理事長名義の組合口座で自社株を購入する為、税制優遇は無く、NISAにも移管出来ない(英国のISAではPEP/Personal Equity Plan/個人持株制度からの移管が可)。そこで、同誌が提案する様に、持株会の「非課税管理勘定」に従業員の持分を受け入れる仕組みが考えられている。経団連は今年末の2016年度税制改正大綱に向け、提案・要望を積極的に行っていくと言う。

この従業員持株会とDC及び職場積立NISAなどとの関わりを考える。企業年金における制度の採用や研修・教育などの流れにおいて次の様なものが考えられる。それは、厚生年金基金(厚年基金)解散等といった確定給付型年金(DB)に向かい、それがDC企業型・企業拠出に向かい、DC企業型・従業員拠出(マッチング拠出~2012年1月から可能)を加え、職場積立NISAにと言うもの(2015年1月26日付日本版ISAの道その88参照~URLは後述[参考ホームページ])。ただ、そのDBとDCの間に、従業員持ち株制度(ESOP~後述)が入る場合もありそうだ。それは、複数の投資先選択が必要なDCと違い、自社株だけでわかりやすい為である。株式のリスクを知る事が出来る。それこそ「株式投資は若い世代にとってなじみが薄く、従業員持株会が株式投資を始めるきっかけになっているケースが非常に多い。」(週刊金融財政事情(2015年1月26日号)である。

そのDBとDCの間に入る可能性があるESOP(信託)だが、「従業員持株ESOP信託」、「株式給付信託」、「従持信託」とも言われる。Employee Stock Ownership Planの略で「イソップ」などと呼ばれている(※2参照)。米国の従業員持株制度ESOPを参考に出来た為、日本版ESOP(J-ESOP)とも言われている。米国のESOP信託は、税制優遇(所得税や運用収益が非課税)があり、確定拠出年金制度の一環として1974年ERISA法から導入されている歴史あるもの。尚、米国のESOPは、借入れにより一度に自社株を買う事から「レバレッジESOP」とも言われている。原則59.5歳以降の退職まで引き出し不可(さらなる詳細はthe National Center for Employee Ownershipのサイトを参照～URLは後述[参考ホームページ])。

ESOP信託の仕組みを見ておく。まず、自社企業保証で銀行から資金を借入れ、従業員持株会が向こう数年(3年や5年など)で取得するだろう株を一度に買い、それを従業員持株会に対し定期的に時価で売却、ESOP信託がその銀行に返済していくもの。従来の従業員持株会は民法上の任意組合である事が多く、その場合は借入れが困難なのである。こうした従業員持株会の仕組みを発展させたESOP信託を「従業員持株会型(株株会信託型、株株会発展型)ESOP」と言う。一定の要件(管理職など)を満たした従業員に対して自社株を退職時など一定期間後に無償給付する「株式給付型ESOP」と言うESOP信託もある(\*この場合、借入れ等は無い)。

ここで問題はESOP信託が一度に購入する為、株安になると損失をする。ただ、その損失は企業が保証する為(\*ESOP信託は保証料を払っている)、従業員はその時その時の時価での積立投資が可能となる。従業員にとっては持ち株会による毎月の高値買いリスクが減少する(持株会はインサイダー規制に抵触しないよう機械的に買う)。企業にとっては自社株を一度に買える事から保有比率を一気に高められ、議決権もあり安定株主対策となる。

日本のファンド一覧

2015年2月23日作成

| 大分類                  | 中分類 | 小分類  | 登記 | 会計監査 | 財産の保有                    | 責任                             |
|----------------------|-----|--|----|------|--------------------------|--------------------------------|
| ファンドもしくは<br>集団投資スキーム | 組合  | 民法上の任意組合   | 不要 | 義務無し | 組合員(出資者は持分を持つ)           | 無限                             |
|                      |     | 商法上の匿名組合<br>三井住友銀行「シンセティックESOP」  |    |      | 営業者/営業者<br>(出資者は持分を持たない) | 営業者/営業者が無限、<br>出資者が有限          |
|                      |     | 投資事業有限責任組合法(ファンド法)上の投資事業有限責任組合   |    |      | 組合員                      | ゼネラルパートナーが無限、<br>リミテッドパートナーが有限 |
|                      | 信託  | 金銭信託(自益信託もしくは他益信託)   | 必要 | 義務有り | 株主及び受益者                  | 有限                             |
|                      |     | 特定単独運用の金銭信託(他益信託)<br>「従業員持株ESOP信託/従持信託」<br>野村證券「E-Ship」、三菱UFJ信託銀行「従業員持株ESOP信託」 |    |      |                          |                                |
|                      | 投信  | 投資信託及び投資法人に関する法律の投資法人(会社型)   | 必要 | 義務有り | 株主及び受益者                  | 有限                             |
|                      |     | 投資信託及び投資法人に関する法律の投資信託(信託型)   |    |      |                          |                                |

従業員持株会  
ESOP  
一般的な投資信託

(出所: 金融庁などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

※2: 日本版ESOP(J-ESOP)の歴史…

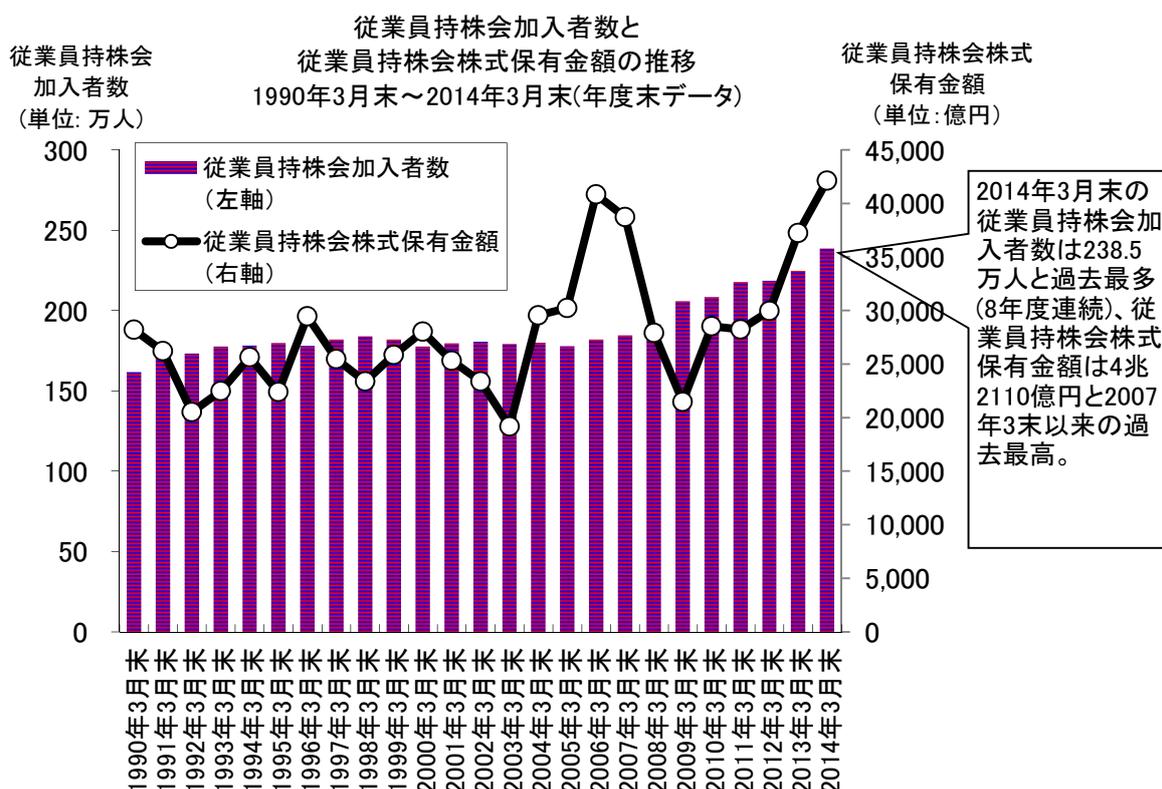
2006年4月13日に三井住友銀行がテレマーケティング会社のネクシィーズ(4346)へのアレンジを発表したESOP信託の前身、「シンセティック(人工)ESOP(イソップ)」が早い。ネクシィーズがシンセティック(人工)ESOP専用の有限責任中間法人(SPV/特別目的事業体)を設立、匿名組合契約に基づき出資、従業員持ち株会が20年で買見込みの株式購入代金(約8億4000万円～ネクシィーズが持っていた金庫株～後述)をネクシィーズの保証で三井住友銀行から借入れ、SPVはその資金で自社株(\*金庫株～後述)を買う(\*2006年9月実施)。従業員持ち株会

は毎月一定額、時価でその SPV から株を買い、SPV は借入金を返済するもの(\*株安の場合の損失は保証しているネクシーズの負担)。2001年10月1日に解禁された金庫株(自社株を市場などで買い付けた後に消却せず手元においておく株で議決権が無い)の有効活用と、従業員持ち株会の安定的株購入の課題を解決する策となった(\*インサイダー規制に抵触しないよう機械的に市場で株式を買う必要があり売上の薄い場合、高値買いもあった)。企業の保有する金庫株でなくなる為、議決権が復活し、SPV は議決権行使で従業員持ち株会と歩調を合わせる。従業員持ち株会が行使出来る実質的な議決権の数を短期間に増やす効果がある為、従業員によるコーポレートガバナンス(企業統治)が強化され、敵対的買収への備えにもなる(安定株主対策)。

その後、2007年8月2日に野村証券と野村信託銀行が SPV の代わりに米国と同様に信託を使う「従業員持株会(信託)型 ESOP」の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship/Employee Shareholding Incentive Plan)を発表した。2008年4月1日には三菱 UFJ 信託銀行が「株式給付型 ESOP」の「自己株式退職時付与信託(ストック・リタイアメント・トラスト)を導入している。

2008年11月17日になると、経済産業省が「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」を発表して論点が整理された。ただそれでも、信託の仕組みを使う事について法律的な位置付けが曖昧だった為、企業側は利用に二の足を踏み2009年7月現在でも導入企業は10社強にとどまっていた。しかし、2009年夏以降、金融庁が金商法に関連する内閣府令を改正し、新たにガイドラインも設け、利用促進策を出した事から、導入企業及び取り扱い金融機関も大きく増えていった。2014年度税制改正で上場株式等が特定口座受け入れ可能となっている。

以上の規模も知りたい。従業員持株会については、東京証券取引所が2014年10月14日に発表したデータがあり、2014年3月末の従業員持株会加入者数は238.5万人と過去最多(8年度連続)、従業員持株会株式保有金額は4兆2110億円と2007年3月末以来の過去最高となっている(URLは後述[参考ホームページ])。



(出所: 東京証券取引所より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

ESOP 信託については、公的機関や自主規制機関のデータは入手困難であるものの、2009年12月決算の有価証券報告書から概要等を開示する事となっており、それを新日本有限責任監査法人(Ernst & Young ShinNihon LLC)が調査、「従業員株式所有制度(いわゆる日本版 ESOP 等)を導入している会社」として公表している(URL は後述[参考ホームページ])。それによると、2013年12月31日までに ESOP 導入を公表した会社は 214 社(従業員持株会型 ESOP153 社、株式給付型 ESOP61 社)と言う。この様に、ESOP 信託は、現在増えているものである。

以上、職場積立 NISA、確定拠出年金(DC)、日本版 ESOP(イソップ)、と見てきたが、各々にまだ拡大余地がかなりあり、三者同士の相乗効果もある。職場積立 NISA が拡大、確定拠出年金(DC)や日本版 ESOP(イソップ)と共に拡大する事を期待する。

[参考ホームページ]

NISA推進・連絡協議会「職場積立NISAガイドライン」及び「『職場積立NISA』利用規約 雛形」…

「[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate\\_nisa.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate_nisa.html)」

週刊金融財政事情 2015年1月26日号「特集 職域 NISA への取組み」…

「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20151-3104.html>」

2015年1月28日付ダイヤモンド・オンライン「山崎元のマルチスコープ」…

「<http://diamond.jp/articles/-/65793>」

2014年4月17日付日経電子版「給与天引きでNISA みずほ銀、職域営業で新手法 投信積み立て、まずフマキラーと」…「[http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXNMSFK15013\\_1504201400000](http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXNMSFK15013_1504201400000)」

2013年10月16日付日経電子版「NISA、証券界はなぜここまで本気なのか」…

「[http://www.nikkei.com/markets/column/scramble.aspx?g=DGXNMSGD1604P\\_1610201300000](http://www.nikkei.com/markets/column/scramble.aspx?g=DGXNMSGD1604P_1610201300000)」

2014年8月25日付日本版ISAの道 その68「天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイスISA(WISA)の今。」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140825.pdf>」

2014年7月28日付週刊金融財政事情における日本証券業協会「ガイドラインで職域NISAを企業が導入しやすい環境を整備」…「<http://store.kinzai.jp/magazine/AZ/20147-3082.html>」

2015年1月26日付日本版ISAの道 その88「確定拠出年金(DC)がNISAと共に拡大へ!~税制改正大綱で個人型DCが拡充、厚年基金解散加速や職域NISA(職場積立NISA)の補完で企業型DCが拡大する可能性~」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150126.pdf>」

2013年6月10日付日本版ISAの道 その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け~英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合~」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf>」

2015年2月9日付[特別号]「投資信託事情」(2015年2月号)抜粋「ジュニアNISA、成人NISA、個人型DC、職場積立NISAに共通するキーワードは積立!今や日銀も積立(のようなこと)をする時代、投資家の積立、資産形成が強く期待されている!!」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150209.pdf>」

2015年2月16日付日本版ISAの道 その90「最新のNISA 口座開設件数は約833万件で稼働率は45.1%!2年目となったNISAで何に投資する? 2年目最初の月である1月は、REITと日本株に加え、既存でグローバル債・株、新規で米株・アセットアロケーション柔軟型が人気!!」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150216.pdf>」

2015年2月2日付日本版ISAの道 その89「日本に必要な長期的な貯蓄プラットフォーム～英国のISA、米国のDC、オーストラリアのスーパーアニュエーション～」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150202.pdf>」、

2014年12月16日付企業年金連合会「確定拠出年金実態調査 調査結果」…

「[http://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc\\_chosa2013\\_3.pdf](http://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_chosa2013_3.pdf)」、

日本で唯一の資産運用と公私年金制度の専門誌「年金情報」…「<https://www.r-i.co.jp/jpn/products/ie/pension/index.html>」、

2014年3月5日付英FT紙「Isa guide 2014: Save while you work - FT.com」…

「<http://www.ft.com/intl/cms/s/0/33e276a4-a2d8-11e3-9685-00144feab7de.html>」、

米国のNCEO(the National Center for Employee Ownership)のサイト…「<http://www.nceo.org/>」、

東証「平成25年度 従業員持株会状況調査の調査結果について」…

「<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/employee.html>」、

2014年1月17日付新日本有限責任監査法人(Ernst & Young ShinNihon LLC)「従業員株式所有制度(いわゆる日本版ESOP等)を導入している会社(平成26年1月調査)」…

「<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/case-study/2014/2014-01-17.html>」。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。